

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第4号「ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年6月19日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **賛成少数** をもって **不採択** と決定した。

理 由

国は、社会の偏見に対する救済措置を取らなかったことを謝罪するべきであるが、賠償までの必要はないと考える。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和元年 6 月 2 1 日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年 6 月 1 9 日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **採択** と決定した。

理 由

教育の向上のために、教職員の定数改善と財源の確保は重要である。

陳 情 審 査 報 告 書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年6月19日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により **全員一致** をもって **採択** と決定した。

理 由

地方自治体が財政の充実と強化を求めるのは妥当である。

発議第7号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を求めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	石	田	真	敏	様
文部科学大臣	柴	山	昌	彦	様

発議第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様

内閣官房長官 菅 義 偉 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

総務大臣 石 田 真 敏 様

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）片 山 さつき 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）茂 木 敏 充 様

発議第9号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日

日南町議会 議会運営委員会
委員長 大西 保

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	石	田	真	敏	様
農林水産大臣	吉	川	貴	盛	様
国土交通大臣	石	井	啓	一	様

発議第10号

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和元年6月21日

提出者 議会運営委員会
委員長 大西 保

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、中心地域整備に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 中心地域整備に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目 的 中心地域整備のあり方について、調査・検討を行うことを目的とする。
4. 委員の定数 9人
5. 調査の期間 調査終了まで

発議第11号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和元年6月21日

提出者 議会運営委員会
委員長 大西 保

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 行政調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目 的 当面する行政課題及び議会のあり方等に関する調査
4. 委員の定数 議員全員
5. 経 費 予算の範囲内とする。
6. 調査の期間 調査終了まで
7. そ の 他 調査日程、調査地、調査事例等の詳細については特別委員会で決定する。

議員派遣の件

令和元年6月21日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び日南町議会会議規則第127条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1. 日野郡議会議員研修会打ち合わせ会

- (1) 目的 議会の活性化
- (2) 派遣場所 江府町
- (3) 期 日 6月24日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、坪倉勝幸副議長

2. 令和元年度町村議会広報クリニックほか

- (1) 目的 議会広報の充実、議員の能力向上
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期 日 7月10日～11日（2日間）
- (4) 派遣議員 櫃田洋一議員、岩崎昭男議員、岡本健三議員、近藤仁志議員

3. 全国森林環境税創設促進議員連盟総会

- (1) 目的 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」成立による目的達成の確認
- (2) 派遣場所 和歌山県田辺市
- (3) 期 間 7月18日～19日（2日間）
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長

4. 西部地区監査委員意見交換会

- (1) 目的 議員の能力向上
- (2) 派遣場所 伯耆町
- (3) 期 日 7月18日
- (4) 派遣議員 岩崎昭男議員

5. 西部町村議会正副議長、事務局長合同会議

- (1) 目的 議員の能力向上、議会の活性化
- (2) 派遣場所 日吉津村
- (3) 期 日 7月22日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、坪倉勝幸副議長

6. 主要地方道新見日南線及び一般県道神戸上新見線整備促進期成会総会

- (1) 目的 期成目的の早期実現
- (2) 派遣場所 岡山県新見市
- (3) 期 間 7月25日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、近藤仁志議員

7. 松江安来新見間国道昇格期成同盟会総会

- (1) 目的 期成目的の早期実現
- (2) 派遣場所 日南町内
- (3) 期 間 8月7日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長

8. 鳥取県町村議会広報研修会

- (1) 目的 議会広報の充実、議員の能力向上
- (2) 派遣場所 三朝町
- (3) 期 間 8月7日
- (4) 派遣議員 櫃田洋一議員、岩崎昭男議員、岡本健三議員、近藤仁志議員、久代安敏議員、坪倉勝幸議員

9. 横田新見間道路改良整備促進協議会総会

- (1) 目的 早期整備の実現
- (2) 派遣場所 島根県奥出雲町
- (3) 期 間 8月8日
- (4) 派遣議員 山本芳昭議長、近藤仁志議員

10. 西部町村議会議員研修会

- (1) 目的 議員の能力向上、議会の活性化
- (2) 派遣場所 南部町
- (3) 期 日 8月30日
- (4) 派遣議員 議員全員

委員会の閉会中の継続調査について

各委員会から所掌事務について、閉会中に継続調査を要するものと決定され、会議規則第75条の規定により下記のとおり申し出があったので報告する。

令和元年6月21日

日南町議会議長
山本 芳昭

記

委員会	事 件	期 限
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会の運営に関する事項	次期定例会が招集されるまでの間
総務教育常任委員会	総務課、企画課、住民課、教育委員会に属する事項及び他の常任委員会に属しない事項の調査	〃
経済福祉常任委員会	農林課、農業委員会、建設課、福祉保健課、保育園及び日南病院に属する事項の調査	〃
議会広報常任委員会	議会だよりの編集及び発行に関する事項	〃